

令和4年度  
第1回 都城市都市計画審議会 議事録

1. 開催日 令和4年8月9日（火）
2. 開会時刻 午後2時00分
3. 閉会時刻 午後3時05分
4. 開催場所 都城コミュニティセンター 集会室
5. 提出議案 ①都城広域都市計画下水道の変更（都城市決定）について
6. 出席委員（10名）
7. 事務局（都市計画課）
8. 審議の結果

結果：議案①について「承認」

## ■委員

都城第1号汚水幹線について、約330mの管渠を廃止することだが、これは書類上の廃止であって、工事等が必要になることはないか。廃止に伴って費用は発生しないか。

## ■事務局

廃止によって工事や、それに伴う費用が発生することはない。

## ■委員

県による王子橋の架替工事に合わせて、上水流地区の農業集落排水施設を、公共下水道の高城処理区に接続するための下水管を添架することだが、材料には何を使用するのか。

## ■事務局

アラミド外装と呼ばれるポリエチレン管の一種を使用する。

## ■委員

下水道の予算が将来的に少なくなるという話があったが、予算的に苦しいから合併処理浄化槽の設置に切り替えるということか。

## ■事務局

問題は、予算よりも水洗化の遅れにある。公共下水道の整備完了までは、50年かかると見込まれており、このままでは公共用水域の水質汚濁が危惧される。そこで、まずは水質改善を早期に達成するため、方針を合併処理浄化槽の設置に切り替えることで水洗化を促進し、公共用水域の水質を守っていくことになる。

## ■委員

合併処理浄化槽の設置は個人負担ではないのか。

## ■事務局

合併処理浄化槽は個人で管理する施設であるため、個人負担はある。ただし、設置に当たっては市からも補助金を交付することで、なるべく個人の負担が少なくなるようにしている。

## ■会長

他に何かご意見、ご質問等はないか。

## ■委員

農業集落排水施設の上水流地区を公共下水道の高城処理区に編入することだが、どのように受け入れの整備を行なうのか。あるいは、もともと受け入れる余力があったということか。

#### ■事務局

現在、高城処理区の公共下水道処理施設である高城浄化センターは、1日あたり1,100tを処理できる能力を有している。これは、従来の処理状況に上水流地区における1日あたりの処理量を加算しても、最大で1,027tとなることから、処理能力を満たしており、問題はないと判断できる。

また、本市の最近の人口動態が減少に転じているという点からも、今後は、当該施設の処理能力における余裕率の増加が見込まれている。このため、高城処理区では、上水流地区の編入について、処理能力に余裕を持って受け入れることができる。

#### ■委員

既存の認可を受けた公共下水道処理施設は、そのまま維持するという事だと思いが、ここで合併処理浄化槽の設置に切替えるとなると、公共下水道の受益者が減少することになる。

そうすると、公共下水道の接続区域に住んでいる人の方が将来的に高い処理費用を負担しなければならないことにはならないか。

もしそうなら、住民が公共下水道への接続をためらうことになるのではないか。

#### ■事務局

公共下水道の使用料や合併処理浄化槽接続費用への補助金は、社会情勢に合わせて変わっていくので、住民の負担について、今後、一概に公共下水道より合併処理浄化槽の方が安くなるというわけではない。

#### ■委員

住民にとっても納得がいくように、それぞれの施設の費用負担について、しっかりと均衡を図りながら対応することが必要ではないかと考える。

#### ■会長

他に何かご意見、ご質問等はないか。

#### ■委員

今回廃止する計画区域には、市のハザードマップにおける浸水想定区域も含まれている。

これに関して、公共下水道ではなく合併処理浄化槽を設置した場合に、防災面での問題はないのか。

#### ■事務局

今回廃止するのは汚水の区域であり、雨水については、別の雨水幹線にて処理される。

今回の廃止に伴って雨水の排水区域が縮小されることはなく、何ら影響はない。

#### ■委員

雨水幹線がキャパオーバーした場合に、汚水幹線に合流するという事はないのか。

■事務局

都城市では、雨水と生活排水を完全に切り分けている。雨水がキャパオーバーしたから污水管へ合流させるというようなことはない。

■委員

公共用水域の水質保存とは、何によって調べられるのか。生物化学的酸素要求量か。

■事務局

そのとおりである。BOD とも呼ばれるが、河川で何ヶ所か定点で、定期的に確認している。

■会長

他に何かご意見、ご質問等はないか。

では、これ以上意見等がないようなので、採決を行う。

議案第 1 号 都城広域都市計画下水道の変更（都城市決定）について、原案どおり承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

■会長

それでは都城市都市計画審議会条例第 6 条第 4 項の規定により、過半数の承認があったため、本議案について、原案通り承認する。

以上